

2024
November

11

No.897

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

- 日本年金機構
 - ・ 11月はねんきん月間です
 - ・ 公的年金制度普及・啓発動画のご案内
- 全国健康保険協会 佐賀支部
 - ・ 令和6年度佐賀さいこう表彰(健康経営部門)の表彰式が行われました!
 - ・ 整骨院・接骨院のかかり方
- 佐賀県社会保険協会
 - ・ 業務災害補償制度(経営ダブルアシスト)のご案内
 - ・ 過労死等防止対策推進シンポジウム
 - ・ 年金相談窓口開設カレンダー等
 - ・ 県内年金事務所、協会けんぽ お問合わせ電話番号等



株式会社 東洋空機製作所 本社

会員事業所 information

株式会社 東洋空機製作所

東洋一から世界一へ

～ 私たちの飽くなき挑戦は続きます ～



空圧事業



油圧事業

当社は、空気動工具や油圧プレーカ等の各種産業用機械工具を製造する、1937年創業のメーカーです。80年以上に渡って培った技術力を生かし、様々な産業の現場で働く人々の視点に立って設計・製造されたツールの数々は、世界50か国以上のお客様からご愛顧いただいております。

人を大切にすることを創業以来の精神とし、シンプルで壊れにくく長持ちする製品をお客様にお届けすることに情熱を注ぎ挑戦を続けてきました。そして、信頼される企業として、優れた実用的な価値を全てのステークホルダーに提供することをミッションとしております。

お客様が直面している潜在的な課題に対して緊密なコミュニケーションで理解を深め、中長期的な視点からの新たな発想を持って、当社の製品を実際にお使いいただくお客様の本質的な期待に応えてまいります。引き続き当社のミッションを実行することに真摯に取り組み、業界を代表する企業として日本でのモノづくりにごこだわり、産業界の発展に貢献してまいります。

所在地：佐賀県三養基郡みやき町大字簗原 5733

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <https://www.syahokyo-saga.or.jp/>

佐賀県社会保険協会

検索



11月はねんきん月間です

日本年金機構は厚生労働省と協力して、公的年金制度の普及・啓発活動に
取り組みます。

11月30日は
年金の日

日本年金機構の取組内容

アニメーション動画や「わたしと年金」エッセイの優秀作品の掲載等、日本年金機構ホームページに「ねんきん月間」特集ページを設置します。



日本年金機構公式X(旧Twitter)で、年金制度に関するミニ講座(知っておきたい年金のはなし)を実施します。

詳しくはこちらから



日本年金機構公式X(旧Twitter)
特設案内ページ

年金セミナーや年金制度説明会、出張年金相談会を実施します。



年金豆知識

国民年金保険料を納めるのが難しい場合は…

申請することで、保険料の納付が免除、または猶予される制度があります。
保険料を納めないまま放置すると、年金を受け取ることができない場合があります。

“ねんきんネット”は年金記録や年金見込額を確認できるサービスです!

国民年金の加入月数や納付状況等の最新の年金記録をパソコンやスマートフォンから手軽に確認できます。
また、持ち主のわからない年金記録も検索できます。(亡くなられた方の記録も含みます) ぜひご利用ください!!

詳しくはこちらから



ねんきんネット
特設サイト入口ページ

この機会に公的年金について考えてみませんか?

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。 <https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索



日本年金機構
Japan Pension Service

公的年金制度普及・啓発動画のご案内

日本年金機構では、将来の被保険者・受給権者である若年層を対象に、適切な年金知識の提供と理解を促進することを目的として、公的年金制度の周知用動画を作成しています。

日本年金機構ホームページには、それぞれの動画のページを設置しておりますので、ぜひご覧ください。

<動画の視聴方法について>

① パソコンの場合

日本年金機構のホームページよりご視聴ください。

年金について学ぼう

検索

<https://www.nenkin.go.jp/service/learn/index.html>



② スマートフォンの場合

下記に掲載されている二次元コードを読み取り、ご視聴ください。

(左記の日本年金機構ホームページからもご視聴いただけます。)



ねんきん月間のこの機会にぜひ動画をご覧ください!



知っておきたい年金のはなし (24分28秒)

日本の公的年金制度は、老後の暮らしをはじめ、事故や病気などで障害を負ったときや、一家の働き手が亡くなったときに、みんなで支え合うという社会保険の考え方で作られた仕組みです。公的年金制度について、知っておいていただきたい内容を動画にしました。

詳しくはこちらから



知っておきたい年金のはなし
特設案内ページ



公的年金はみんなの強い味方 全3話 (16分11秒)

公的年金制度のメリット、国民年金保険料の納付方法や免除・猶予制度について、わかりやすく説明した全3話のアニメーション動画です。動画でわかりやすく伝えることで、年金を身近に感じて、制度の理解を深めていただくことを目的としています。

詳しくはこちらから



公的年金はみんなの強い味方
特設案内ページ



社会保険料(国民年金保険料)は納付期限内に納付しましょう。
令和6年11月分保険料の納付期限は**令和7年1月6日(月)**です。

令和6年度佐賀さいこう表彰(健康経営部門) の表彰式が行われました!

佐賀さいこう表彰(健康経営部門)とは?

健康経営[®]に取り組み、特に他の模範となる優れた事業所様を表彰することにより、事業所様の意欲増進や健康経営の向上を図るとともに、社会的評価を高め、県内事業所の健全な発展に資することを目的として佐賀県が行っています。

※健康経営[®]はNPO法人健康経営研究会の登録商標です



佐賀ガス株式会社
代表取締役社長 志村 一郎 様

佐賀県
山口 祥義 知事

株式会社シグマ
代表取締役社長 香月 信夫 様

協会けんぽ佐賀支部の加入事業所からは、株式会社シグマ様が受賞されました!

受賞された事業所様の主な取組内容

佐賀ガス株式会社 様

SAGATOCOアプリの活用や脱マイカー通勤など歩くライフスタイルの推進、喫煙者の禁煙費用補助等を実施。

株式会社シグマ 様

SAGATOCOアプリの活用やご当地音楽でのラジオ体操、歯科検診の受診促進、AIスピーカーによるリラックスタイムの促進等を実施。

健康経営を始めてみたいとお考えの事業所様は、ぜひ、協会けんぽ佐賀支部の「**がばい健康企業宣言**」から始めてみませんか?

詳しくはコチラ (協会けんぽ佐賀支部「がばい健康企業宣言」のページ)



整骨院・接骨院のかかり方

整骨院・接骨院にかかる場合、「協会けんぽ」から療養費としてその一部が支払われます。しかし、治療には、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。

健康保険の 対象となる場合

- 急性などの外傷性の
打撲 捻挫
挫傷(肉離れなど)
骨折 脱臼

※骨折・脱臼については医師の同意が必要です(応急処置を除く)

健康保険の 対象とならない場合

- 単なる肩こり、筋肉疲労 ● 慰安目的のあん摩・マッサージ代替りの利用
- 病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)からくる痛み・こり
- 脳疾患後遺症などの慢性病 ● 過去の交通事故等による後遺症
- 症状の改善の見られない長期の治療
- 医師の同意のない骨折や脱臼の治療(応急処置を除く)
- 仕事中や通勤途上におきた負傷

整骨院・接骨院にかかる場合の注意事項

Point!

1

負傷の原因を正しく伝えましょう

外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害に該当する場合又は、通勤途上に負った負傷は健康保険は使えません。

Point!

2

療養費支給申請書の内容をよく確認し、必ず自分で記入または捺印しましょう

委任欄に記入する場合は、傷病名・日数・金額をよく確認しましょう。白紙の用紙にサインをしたり、印鑑を渡してしまうのは、間違いにつながる恐れがありますので注意してください。

Point!

3

領収証をもらいましょう

金額などに相違があれば、「協会けんぽ」までご連絡ください。なお、領収証は、医療費控除を受ける際にも必要になりますので大事に保管してください。



Point!

4

治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう

長期間治療を受けても快方に向かわない場合は、内科的要因も考えられますので、一度医師の診断を受けましょう。

「協会けんぽ」より治療内容についてお尋ねすることがあります

適正な支払いに調査が必要と判断される場合には、「協会けんぽ」より電話または文書で、負傷原因、治療年月日、治療内容などを照会させていただくことがあります。そのため、受診の記録(負傷部位・治療日・治療内容など)、領収証の保管をしていただき、照会がありましたらご自身で回答書に記入されるようお願いいたします。



メルマガのご登録はこちらから!
役立つ情報が満載です!





都道府県社会保険協会の会員事業所の皆様へ

全社連では、「本会会員である社会保険協会の会員の皆様」へのサービスの充実を目的に、全国中小企業団体中央会が運営する「業務災害補償制度(経営ダブルアシスト)」（業務災害総合保険）を導入しています。

本制度は、会員企業の「経営者・従業員双方の業務災害リスクに対する補償」に、全国中小企業団体中央会のスケールメリットを活かし割安な保険料でご加入いただける制度ですので、是非この機会にご加入をご検討ください。

企業
防衛に!

業務災害補償制度

経営ダブルアシスト®

(業務災害総合保険)

最大約

58%割引!!

東京海上日動の **経営ダブルアシスト®** なら
全国中小企業団体中央会所属会員の皆様への割引

- (※1) 団体割引30%・過去の損害率による割引30%・包括契約割引10%・健康経営割引5% (※3) (※6)
- (※2) 働きやすい職場認証制度に認証登録された事業者を被保険者としてご加入される場合、保険料を3%割引します。(※4) (※5) (※6)
- (※3) 経済産業省が実施する、優良な健康経営を実施している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度による割引です。
- (※4) 働きやすい職場認証制度とは、2020年8月に国土交通省が創設した、運転者職場環境良好度認証制度の通称です。
- (※5) 健康経営割引が適用される場合は、本割引は適用しません。
- (※6) 「地震・噴火・津波危険補償保険料」部分を除きます。
- (※7) この割引率は弊社が保険料を算出する際に適用する値であり、割引の適用有無による保険料の較差とは異なる場合があります。上記割引は、2024年10月1日始期契約から2025年9月1日始期契約にご加入される場合に適用されます。割引率は、毎年の加入数、損害率等により見直されます。

「労災リスクへの企業防衛」「従業員の福利厚生」を割安な掛金で備えられます!!

健康経営アシストサービスもご利用いただけます!

1 スケールメリットによる割安な保険料

2 労災事故での高額賠償に備える「使用者賠償責任補償」を標準セット

業務災害補償制度の
5つの特徴

3 政府労災保険の給付を待たずに保険金のお支払いが可能^(※)

(※) 精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等を除きます。また、使用者賠償責任補償特約については、政府労災等の決定を待ってからお支払いする場合があります。

4 契約は補償対象者無記名式短期労働者やパート・アルバイトはもちろん、派遣社員^(※)、構内下請作業員^(※)も包括補償^(※)オプション

5 保険料は売上高で算出
保険料は全額損金算入可能!



※本チラシは、全国中小企業団体中央会を契約者とする業務災害総合保険団体契約の概要について紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。

「パンフレット兼重要事項説明書」(PDF)は、こちらからダウンロードできます。▶
<https://www.zensharen.jp/kda/kwa.pdf>



お申込み・お問い合わせは

[取扱代理店]

〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-7 銀座吉澤ビル4F
株式会社リスクコンサルティングファーム 担当: 金谷・伴
TEL: 03-6264-4771 FAX: 03-6264-4772

[提携引受保険会社]

東京海上火災保険株式会社 担当: 医療・福祉法人部
TEL: 03-3515-4143

24TC-002171
2024年7月作成

過労死等防止対策 推進シンポジウム

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ
過労死等防止対策推進法施行から10年、改めて過労死等の現状や課題、
防止対策について考えます。

参加無料
事前申込

日時 2024年11月18日(月)
14:00~16:00 (受付13:30~)



主催: 厚生労働省

後援: 佐賀県

協力: 過労死等防止対策推進センター、全国過労死を考える家族の会、過労死等弁護団全国連絡会議

[主催者挨拶] 佐賀労働局

[基調講演]

「日本の職場における過重労働・ ハラスメントの構造と課題」

今野 晴貴 氏 (NPO法人POSSE 代表)

[過労死ご遺族による体験談発表]

今野 晴貴 氏
NPO法人POSSE 代表



大学在学中にNPO法人POSSEを設立。以後、労働相談活動に携わりながら、研究活動に加え、言論活動を展開してきた。社会学者であり、著書に「ブラック企業」(文春新書)、「ブラックバイト」(岩波新書)など多数。2013年度大佛次郎論壇賞、流行語大賞トップ10を受賞。2014年には日本労働社会学会奨励賞を受賞している。一橋大学社会学研究科博士後期課程修了。博士(社会学)。専門は労働社会学、社会政策。

●会場のご案内

四季彩ホテル千代田館 ルビーホール

(佐賀市高木瀬町東高木216-1)

- ・JR「佐賀駅」より車で約3分、徒歩約13分
- ・佐賀大和I.Cより車で約20分、佐賀空港より車で約30分

●参加申し込みについて

- 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- 申し込みは Web または FAX をお願いします。
- 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- 連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
- 参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。



(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者

電話: 0570-080082 (ナビダイヤル)
E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

令和6年12月 年金相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
1	2 伊万里市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	3 鹿島市役所 (予約)	4 多久市役所 (予約)	5	6 伊万里市役所 (予約)	7
8	9 年金事務所 延長相談 19時まで	10 基山町役場 (予約)	11 有田町役場 (予約)	12	13 伊万里市役所 (予約)	14 年金事務所 休日相談日 (予約)
15	16 年金事務所 延長相談 19時まで	17 鹿島市役所 (予約)	18 多久市役所 (予約)	19	20 伊万里市役所 (予約)	21
22	23 年金事務所 延長相談 19時まで	24 基山町役場 (予約)	25	26	27 伊万里市役所 (予約)	28
29	30	31				

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

出張相談【予約制】		
出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
	第2・4火曜日 10:00～16:00	
基山町役場	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
	第1・3火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	第2水曜日 10:00～15:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
	第2火曜日	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521 (一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15まで

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

ご連絡の際は、基礎年金番号か個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

お問い合わせ先

県内の
年金事務所

佐賀年金事務所
TEL 0952-31-4191

唐津年金事務所
TEL 0955-72-5161

武雄年金事務所
TEL 0954-23-0121

自動音声案内に従って番号を押してください

1 年金の請求やお受け取りに関するご相談	1 一般的な年金相談	「ねんきんダイヤル」へおつなぎします
	2 提出いただいた年金受給に関する各種請求書・届書の処理状況のご確認	「お客様相談室」へおつなぎします
2 国民年金の加入、保険料納付、免除手続きなどのご相談	1 国民年金の加入、保険料に関する一般的なご相談	「ねんきん加入者ダイヤル」へおつなぎします
	2 年金事務所職員にご用の方	「国民年金課」へおつなぎします
3 健康保険・厚生年金保険の資格や報酬、事業所の新規加入手続きなどのご相談	1 健康保険・厚生年金保険の加入や届書に関する一般的なご相談	「ねんきん加入者ダイヤル」へおつなぎします
	2 年金事務所職員にご用の方	「厚生年金適用調査課」へおつなぎします
4 健康保険・厚生年金保険料のご相談		「厚生年金徴収課」へおつなぎします
5 その他のご用件のとき	0 もう一度メッセージをお聞きになるとき	

ダイヤル回線の方や、操作方法またはお問い合わせ先がご不明なときは、番号を押さず、そのままお待ちください。

協会けんぽ佐賀支部 0952-27-0611(代表) 8:30～17:15 ※土日祝と年末年始を除く

代表番号にお電話いただいた後、お客様のご用件に応じて番号を押すと、担当グループに繋がります。

0 マイナ保険証や資格情報のお知らせ、資格確認書についてのご相談	3 交通事故・レセプト・返納金についてのご相談
1 健康保険制度や申請についてのご相談	4 その他のご相談
2 健康診断・保健指導についてのご相談	9 もう一度案内をお聞きになる場合